

吸収分割公告

令和8年6月29日

株主及び債権者各位

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 治

当社は、令和8年6月26日開催の取締役会において、令和8年7月31日を効力発生日として、吸収分割により、住友理工株式会社（住所 愛知県小牧市東三丁目1番地）の社債に係る債務（これに関連する契約その他の権利義務を含む。）並びに当該社債の元本及び未払利息に相当する額の金銭その他の財産を承継することを決議いたしましたので、下記のとおり公告します。

当社は会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を行います。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この会社分割に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - ・当社：
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - ・住友理工株式会社：
金融商品取引法による有価証券報告書提出済

以上